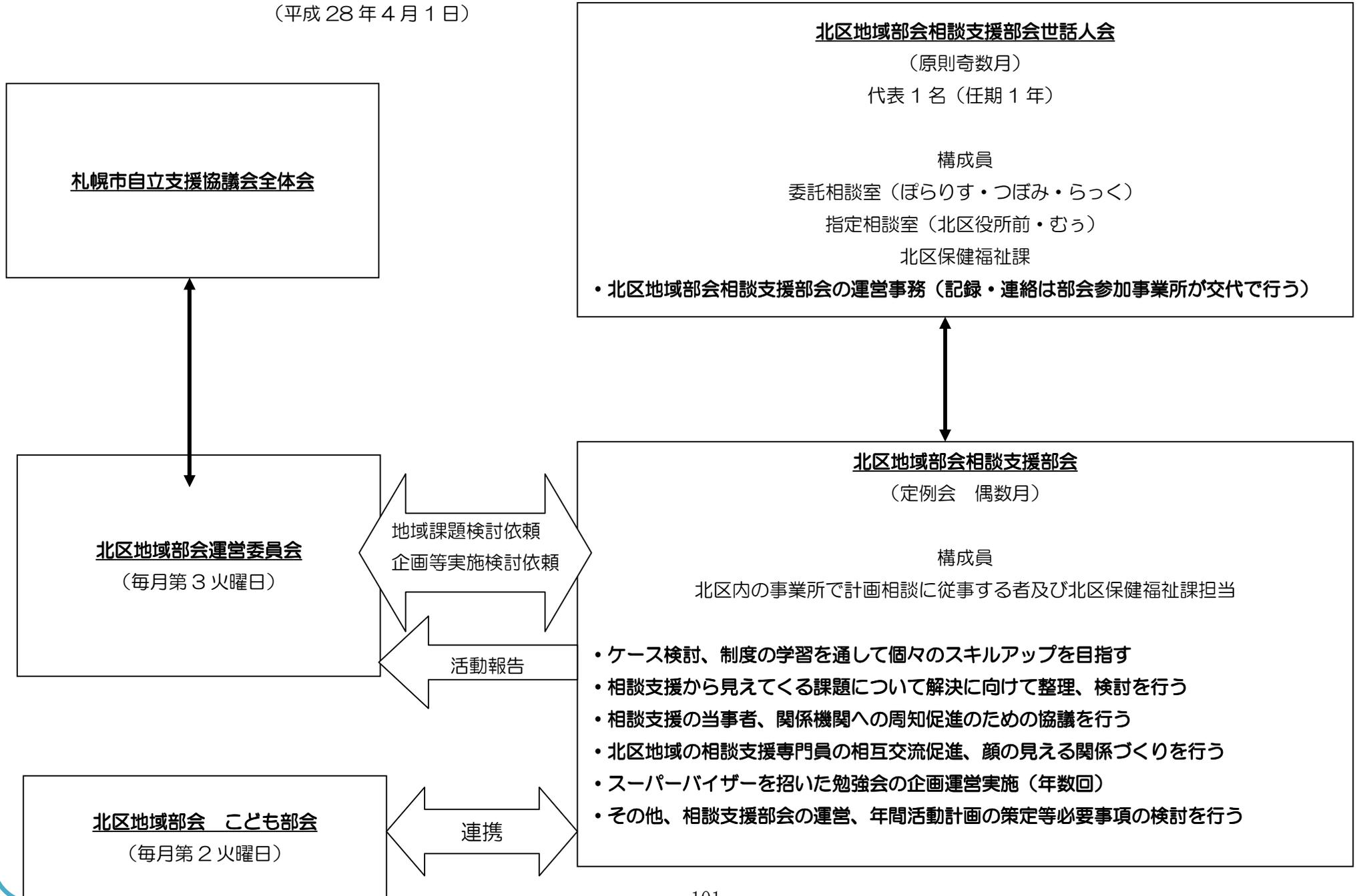


さんこうしりょう
参考資料

かいさいにちじ 開催日時	さんかしゃすう 参加者数	プログラム	がいよう 概要
だい かい 第46回 H27.4.15 ちゅうおうほけんせんたー 中央保健センター	めい 60名	わたし いちにち 私の、とある一日 せいしんかでいけあくりにく いちにち すてーしょん木内奈津季氏 さいびすていきょうせきにんしゃ いのまた ゆかりし サービス提供責任者 いちごいちえ 猪俣 由香里氏 わたしにち つた ういんぐるさっぽろせんたーみなとゆずるし 私の1日とみなさんに伝えたいこと ウィングル札幌センター湊 譲氏	さまざま じぎょうしよ さまざま しよくいんぐたいてき しごとな 様々な事業所での様々な職員の具体的な仕事内 いようはつびよう 容を発表。
だい かい 第47回 H27.5.20 ちゅうおうほけんせんたー 中央保健センター	めい 50名	こんなことをしています さっぽろ しやくしよ 札幌の社協 さっぽろしちゅうおうくちいきぶかいふくしきょうかい あら まさか乳 札幌市中央区社会福祉協議会 荒 正和氏 ちいき じぎょうかつどう とお み 地域むくもりサポート事業活動を通して見えてきたこと しやくしよ しゃかいふくしほじん わくいき みほこし こーでいねーたーあねたいてつまさ 社会福祉法人あむ 和久井三保子氏 コーディネーター姉帯 哲征氏 ちいき サポーター よしほ ふみおし 地域サポーター 吉羽 文雄氏	さっぽろのボランティア活動ということで、ボランティア こーでいねーと かた じっさい ほらんていあ をコーディネートする方と実際にボランティアとして かつどう 活動している方からのお話。
だい かい 第48回 H27.6.17 ちゅうおうほけんせんたー 中央保健センター	めい 62名	そうだんし えんじぎょうしよ けんじょう かだい 相談支援事業所の現状と課題について ちゅうおうく と く ～中央区の取り組みから～ ちいきせいかつしえんせんたー いたう こうじし 地域生活支援センターさっぽろ 伊藤 光治氏 そうだんしつ こたけ とおるし 相談室 小竹 徹氏	ちゅうおうくばん 「中央区版あつらいいな」を踏まえ、現状の相談 しえん 支援について相談室からのお話。
だい かい 第49回 H27.7.15 ちゅうおうほけんせんたー 中央保健センター	めい 82名	しょう しゃしんり しえんほうほう りかい ふか 障がい者心理と支援方法について理解を深めよう しかくしょう ～視覚障がい～ しょう しつべい りかい さっぽろしかくしょうがいしゃふくしきょうかみみや やすおし ①障がい、疾病の理解～札幌市視覚障害者福祉協会 小宮 康生氏 しょう しゃ しんり かいごじぎょうしよ おもてや みつたけし ②障がいの心理～介護事業所いちごいちえ 表谷 光剛氏 しょう とくせい こま つかちと みえこし ふくだ ゆうこし ③障がい特性や困りごと～塚本 美重子氏、福田 悠子氏	しょう べつがくしゅうかいしかくしょう べんきよう 障がい別学習会「視覚障がい」について勉強。 しかくしょう 視覚障がいがあるということはどういうことか、障 がいをどのように受容したのか、どのような支援を ひつよう 必要としているのかについてのお話。
だい かい 第50回 H27.9.16 うえすと WEST19	めい 72名	あら せいかつこんきゅうしやくしよせいど せいかつしゅうろうしえんせんたー 新たな生活困窮者自立支援制度と生活就労支援センター すてつぷ ステップについて さっぽろしほごじりつしえんか じりつしえんたんとうがかりちゅう おいかわ たかふみし 札幌市保護自立支援課 自立支援担当係長 及川 貴史氏	ちゅうおうくちいきせいしんほけんふくしれんらくかいきょうさい。 中央区地域精神保健福祉連絡会との共催。 せいかつこんきゅうしやくしよせいど さまざま せいどおよ 生活困窮者自立支援法に基づいた様々な制度及 さっぽろしほごじりつしえんか じりつしえんせんたーすてつぷ かつどう び札幌市生活就労支援センターステップの活動に はなし ぐるーぷわーくで じれいけんどう ついでのお話とグループワークでの事例検討。
だい かい 第51回 H27.10.21 ちゅうおうほけんせんたー 中央保健センター	めい 50名	せいじんき しえん じっさい さまざま しえん たちば 成人期の支援の実際について～様々な支援の立場から～ しゅうろうけいぞくしえんがたじぎょうしよきやらばんすあつとでいすほあしかがのりこし ①就労継続支援B型事業所Charabanc at dispo 足利 徳子氏 ほつかいどう おしりあいきょうかいさっぽろしほご えんどうしんいちしほか ②北海道おしりとおしりでお知り合い協会札幌支部 遠藤 信一氏他 ぐるーぷほーむ かねこ かつのりし ③グループホームこまち 金子 一典氏	さくねんど じどうき しえん つつ ことし せいじんき 昨年度の児童期の支援に続き、今年は成人期の しえん にちゅうかつどうしえんじぎょうしよ、どうじや 支援について、日中活動支援事業所、当事者団 だんたい、ぐるーぷほーむ かた はなし 体、グループホームの方のお話。
だい かい 第52回 H27.11.11 ちゅうおうほけんせんたー 中央保健センター	めい 27名	かいごほけんせいど きそちしき 介護保険制度の基礎知識 けあまねれんきょう しゃかいふくしじむしよ おおしま やすおし ケアマネ連協 さっぽろ社会福祉士事務所 大島 康雄氏	かいごほけんせいど きそちしき しょう ふくしきーびす 介護保険制度の基礎知識と障がい福祉サービ スカ との関わりについてのお話。
だい かい 第53回 H28.1.20 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 36名	こ その子にあった教育 ひとりひとり きょういくてき おう きょういく ～一人一人の教育的ニーズに応じた教育について～ ほつかいどう さっぽろふくしきょうかいがっこう かいこうじゆんびしむずき たかし 北海道札幌伏見支援学校 開校準備室 鈴木 喬氏	しえんがっこう なに 支援学校は何をしているか、対象者や入学方法な とくべつしえんがっこう ぜんぼんでき はなし ふくしきえんがっこう と特別支援学校の全般的なお話と伏見支援学校 うがいよう はなし 概要についてのお話。
だい かい 第54回 H28.2.17 うえすと WEST19	めい 104名	しえん い にんちこうどうりょうほう ちえ 支援に活かす認知行動療法の知恵 きほんてきはつどう じっさい ～その基本的発想と実際～ ほくだいどおり くりにつく いんちやう きたがわのぶさし 北大通こころのクリニック 院長 北川 信樹氏	ちゅうおうくちいきせいしんほけんふくしれんらくかいきょうさい 中央区地域精神保健福祉連絡会との共催。 にんちこうどうりょうほう かんがめた てくにつく 認知行動療法の考え方やテクニックについての勉 きょう やくだ ちしき じっせんほうほう はなし 強。すぐに役立つ知識や実践方法のお話。
ふえすた けんこうフェスタ 2015 らいじょうしや 来場者 の いん inちゅうおう 延べ H27.10.10 ちゅうおうくみんせんたー 中央区民センター	めい 431名	いちにちげんきか ふえ きつさ うおーかー らいじょうしや めい 一日元氣カフェ「喫茶ちゅうwalker」(来場者323名) じぎょうしよせいひんじ きつさこーなー へいせつ 事業所製品展示(喫茶コーナーに併設) しゅうろうたいけんこーなーしゅつてんらいじょうしや めい 就労体験コーナー出店(来場者108名)	ふくしせつ かつどう りかい 福祉施設の活動を理解していただくための企画。 の もの せつやくきょうりよく ほんぼ きつさくら ・飲み物、接客協力～ここなぎ本舗、喫茶sakura ・さくひんてんじきょうりよくちゅうおうない じぎょうしよ ・作品展示協力～中央区内4事業所 まぐなつとでこれーしょんたいけんきょうりよく ねつと ・マグネットデコレーション体験協力～えぞネット

北区相談支援部会組織体制図

(平成 28 年 4 月 1 日)



札幌市自立支援協議会全体会

北区地域部会運営委員会
(毎月第3火曜日)

北区地域部会 子育て部会
(毎月第2火曜日)

北区地域部会相談支援部会世話人会

(原則奇数月)

代表1名(任期1年)

構成員

委託相談室(ぼらりす・つぼみ・らっく)

指定相談室(北区役所前・むっ)

北区保健福祉課

・北区地域部会相談支援部会の運営事務(記録・連絡は部会参加事業所が交代で行う)

北区地域部会相談支援部会

(定例会 偶数月)

構成員

区内の事業所で計画相談に従事する者及び北区保健福祉課担当

- ・ケース検討、制度の学習を通して個々のスキルアップを目指す
- ・相談支援から見えてくる課題について解決に向けて整理、検討を行う
- ・相談支援の当事者、関係機関への周知促進のための協議を行う
- ・北区地域の相談支援専門員の相互交流促進、顔の見える関係づくりを行う
- ・スーパーバイザーを招いた勉強会の企画運営実施(年数回)
- ・その他、相談支援部会の運営、年間活動計画の策定等必要事項の検討を行う

地域課題検討依頼
企画等実施検討依頼

活動報告

連携

＝札幌市自立支援協議会北区地域部会相談支援部会実施規約（案）＝

（平成 28 年 3 月〇日北区地域部会全体会で承認を行う）

（1）名称

本会は「札幌市自立支援協議会北区地域部会相談支援部会と呼称する。

（2）目的

北区地域部会相談支援部会は相談支援に関する制度の理解促進・相談支援専門員の技術向上・関係機関のネットワークづくり等地域福祉の推進・向上に資する活動を行う事を目的とする。

（3）構成員

- ① 北区相談支援部会は札幌市自立支援協議会北区地域部会の専門部会として設置され、北区内の委託相談支援事業所、指定相談支援事業所等相談支援を行う専門機関に所属する相談支援専門員、行政機関から構成され、相談支援に関わる関係機関をオブザーバーとして加える事ができる。北区地域部会相談支援部会への参加は任意とする。
- ② 北区地域部会相談支援部会は事前の申し出により、広く地域福祉に関わる関係者の傍聴を認める。

（4）運営体制

① 代表

北区相談支援部会は会員の互選により代表を 1 名置く。代表の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとする。代表は北区地域部会運営委員会に活動報告を行うものとする。

② 世話人

北区相談支援部会の構成員及び行政機関から有志により世話人会を設置し、北区相談支援部会の運営について必要な事項の協議を行うものとする。

（5）活動

北区相談支援部会は定期的に定例会・世話人会を行い下記に挙げる各号に基づいた部会活動を行うものとする。

- ① 北区内の相談支援に従事する相談員が集まり、定期的なケース検討や制度の学習を通し、個々のスキルアップを目指す。
- ② 北区内の相談支援から見えてくる課題等を整理し、解決に向けて様々な視点か

ら協議する。

- ③ 相談支援の制度理解を深めるとともに、当事者、関係機関への周知を促進する取り組みを行う。
- ④ 北区地域の相談支援専門員の相互交流を行い、顔の見える関係づくりを構築する。

(6) 部会運営上の留意事項

北区相談支援部会の構成員は次の各号に留意しなければならない。

- ① 構成員は利用者の自己決定と主体性を尊重しなければならない
- ② 構成員は利用者の権利擁護とエンパワメントに留意しなければならない
- ③ 構成員は障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者が抱えている問題の解決に責任を持って取り組まなければならない。
- ④ 構成員は利用者の個人情報について個人情報保護法に基づき守秘義務を負う。
- ⑤ 構成員は関係機関との連携・情報交換に努め、地域ネットワークづくり推進の担い手となるよう努める。
- ⑥ 構成員は相談支援技術の向上を図るために自己研鑽に努める。

附則 この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する

北区地域部会相談支援部会年間スケジュール案

予定日	時間	内容	内容
平成28年4月15日(金)	16:00-18:00	定例会	代表選挙・年間スケジュール・事例検討×1・交流会
平成28年5月		世話人会	
平成28年6月17日(金)	15:00-17:00	定例会	事例検討×2
平成28年7月		世話人会	
平成28年8月19日(金)	15:00-17:00	定例会	事例検討×2
平成28年9月		世話人会	
平成28年10月21日(金)	15:00-17:00	定例会	勉強会(講師未定)
平成28年11月		世話人会	
平成28年12月16日(金)	15:00-17:00	定例会	事例検討×2
平成29年1月		世話人会	
平成29年2月17日(金)	15:00-17:00	定例会	年度振返り・事例検討×1
平成29年3月		世話人会	

札幌市自立支援協議会 豊平地域部会 平成28年度活動計画（案）

豊平区地域部会活動テーマ

「とよひらマトリックス ～つなぐ、つながる、とよひらの輪～」

<主な活動内容>

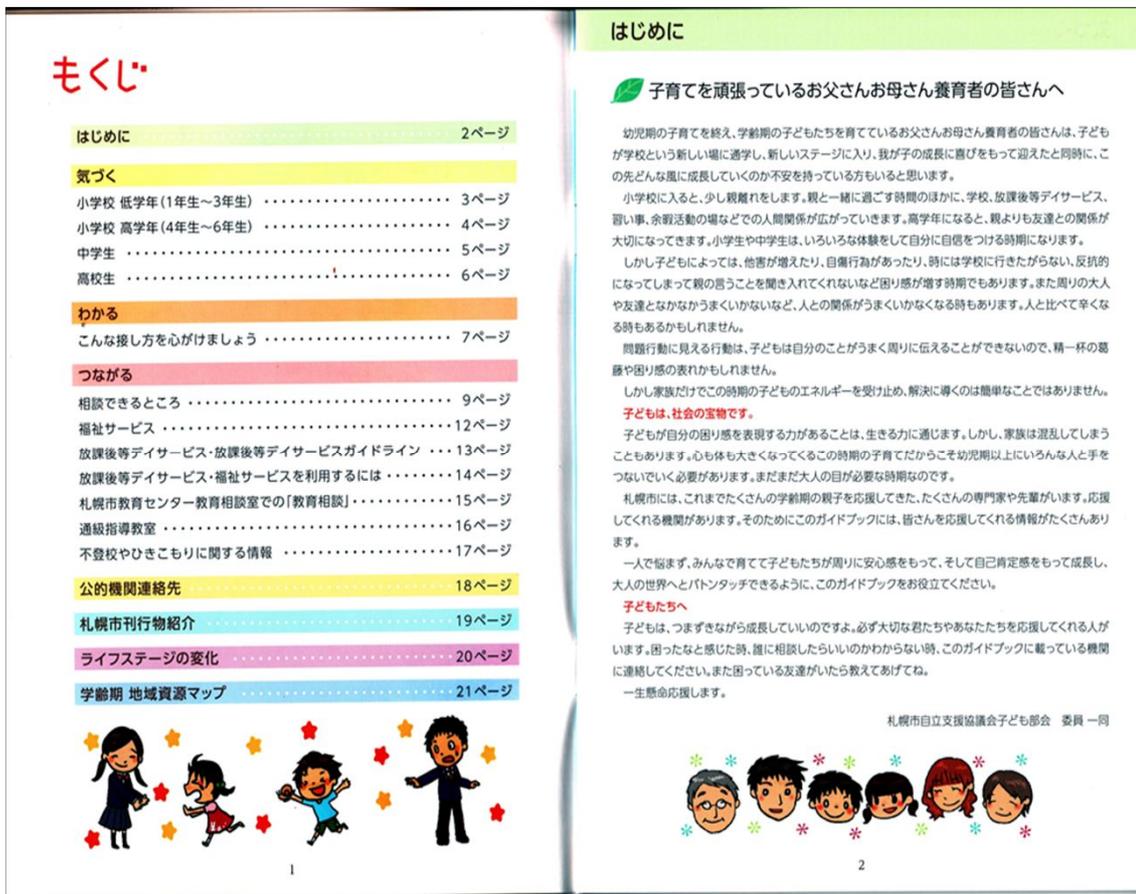
定例会	毎月第4火曜日 開催（勉強会、部会別に茶話会などを実施）
運営委員会	毎月第2火曜日 開催
事務局会議	必要時に開催

※ 広報誌「アップルネットワーク」3～4か月毎に発行（広報部）

※ 札幌市カーリング場に飲料自動販売機を設置・管理（豊平区地域部会を応援する会）

<定例会予定>

月	内 容
4月	総 会 （仮） 社会福祉法人札幌緑花会 小樽市 光増 昌久 氏 テーマ「（仮）障害者差別解消法について」
5月	勉強会（事業所紹介）
6月	（仮） 講師 姉帯 美和子 氏
7月	勉強会（こども部会（仮））
8月	学生交流会（若手の会）
9月	大 茶 話 会
10月	とよひら福祉フォーラム2016
11月	勉強会（こころ部会）
12月	開 催 な し
1月	新 年 会
2月	未 定
3月	大 茶 話 会



平成27年
12月発行
(20ページ)

社会的養護の必要な子どもを受け入れている里親・入所施設等関係職員の意見交換会(年3回実施)

第一回の研修会は、国立武蔵野学院 院長 相澤 仁氏から「少年非行の理解と対応(社会的養護関係者に向けて)」という題で、少年非行の実態とその子達への対応についての講演でした。院長が実際に子どもに接する中で、日頃の当たり前前の事が出来ることが何より大事との内容でした。

事例検討では、各施設での困難事例の報告や各施設の取り組み、実情を報告し合い、市内の社会的養護の関係施設がどのような実態にあるかを確認し合ってきました。

回を重ね、少しずつですが、関係者と顔見知りになり、お互いに知らなかった各施設の機能や市内の実態が見え始めてきました。

複雑な背景をもつ子ども達への対応は、1つの施設で対応できるものではなく、当会に集う関係機関(関係者)が連携し、大きな受け皿となって受け止めなければと思います。

参加機関

- ・児童相談所
- ・児童養護施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童自立支援施設
- ・子どもシェルター
- ・札幌市自閉症児支援センター
- ・母子生活支援施設
- ・乳児院
- ・障害児入所施設
- ・青少年自立援助ホーム
- ・医療法人
- ・相談室
- ・里親ファミリーホーム
- ・障害福祉課 等

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例（平成24年条例第43号・抄）

第8章の2 自立支援協議会

（自立支援協議会）

第417条の2 法第89条の3第1項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会
（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等のうちから市長が委
嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、第
2項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、
市長が定める。

札幌市自立支援協議会規則（平成26年規則第71号）

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2第8項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員全員の一致により決定する。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(部会)

第6条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

札幌市自立支援協議会設置要綱

〈平成 18 年 8 月 10 日 保健福祉局理事決裁〉

〈最近改正 平成 25 年 3 月 28 日〉

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員(以下、委員という)は、25 人以内で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者(委託相談支援事業者及び指定相談支援事業者)
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 第 2 項の規定により委嘱を受けた委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該委員の委嘱を取り消すことができる。なお、第 5 条の臨時委員においても同様とする。

- (1) 委員が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 委員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (3) 委員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)委員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は意思決定の場であり、委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

3 全体会に会長、副会長、各部部长により構成する運営会議を設置し、協議会全体の運営に関する議論を行う。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を置くこと。

(1) 地域部会

(2) 専門部会

2 各部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 地域部会

障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。

(2) 専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行う。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、その設置を必要と提案する者が、部会設置の目的、活動内容等を説明し、前条の規定に従い決定され、設置されるものとする。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会にプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの構成、運営に関しては、全体会にて定める。

(機能)

第8条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、札幌市が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議、調整を行う（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催する）。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (5) 障害者虐待防止に関する体制整備等に対して、虐待防止のネットワークと連携する。
- (6) その他、協議会の趣旨に合致する事柄について協議を行う。

(公開・広報)

第9条 全体会は原則公開とする。ただし、困難事例への対応のあり方に関する協議等、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- 2 全体会を非公開とする場合は、事前に全体会または運営会議において協議し、委員の了承を得ることを必要とする。
- 3 協議会の広報は札幌市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局障がい福祉課と相談支援事業所等で構成する事務局において行う。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

札幌市自立支援協議会委員名簿

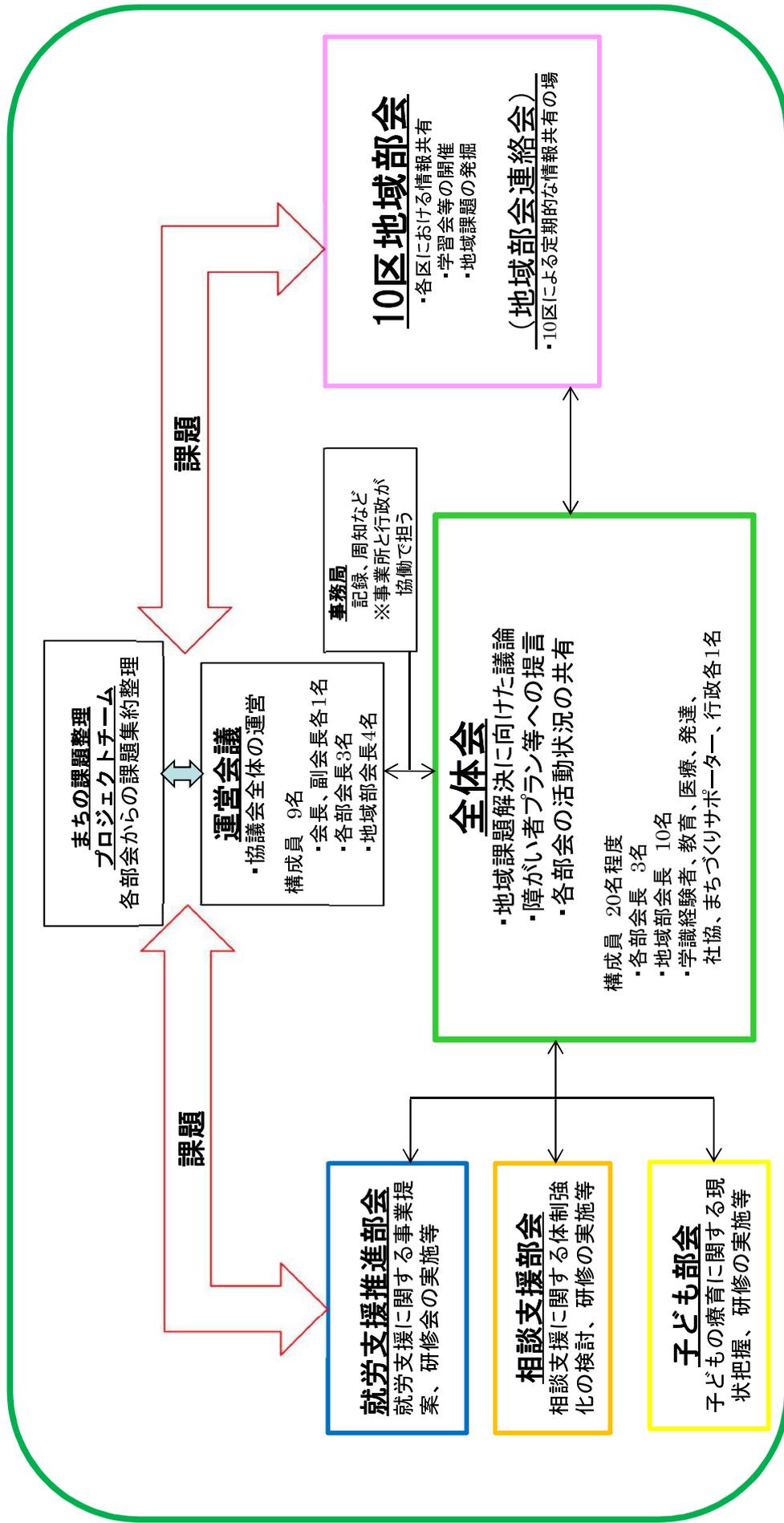
平成27年8月28日現在 18名(敬称略・五十音順)

氏名	職業(役職)	部会
加藤 法子	社会福祉法人榆の会 総合施設長	厚別区地域部会
北川 聡子	麦の子会 総合施設長	子ども部会
栗虫 宏明	(有)拓真ワークス 取締役事業部長	清田区地域部会
黒田 澄雄	特定非営利活動法人 ゆいまーる 理事長	西区地域部会
小谷 晴子	札幌アシストセンターマザー 理事長	東区地域部会
重泉 敏聖	就業・生活応援プラザ とねっと センター長	就労支援推進部会
杉田 誠	相談室こころ ていね 管理者	相談支援部会
妻倉 ゆかり	あかり家 管理者	中央区地域部会
中村 直人	障害者支援施設第2 よろこびの家 管理者	豊平区地域部会
永井 順子	北星学園大学 社会福祉学部 准教授	
根本 淑恵	ほっと相談センター 相談支援業務責任者	南区地域部会
橋本 泰宏	社会福祉法人愛敬園 北愛館 主任	手稲区地域部会
福吉 綾子	札幌市障がい者あんしん相談 専任相談員	
牧野 准子	障がい当事者講師の会 すぷりんぐ 代表	
森 祥子	五稜会病院 医療相談室主任	
渡邊 貢	自立生活支援センターさっぽろ 事務局	白石区地域部会
和田 文明	サポートセンターれら 所長	北区地域部会
山本 彩	札幌市自閉症・発達障害支援センター 地域支援マネジャー	

オブザーバー

氏名	職業(役職)
戸田 健一	障がい者相談支援センター夢民 地域づくりコーディネーター (北海道広域相談支援体制整備事業(札幌圏域))

■ 札幌市自立支援協議会の体制



さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等

へいせい ねんど さっぽろしじりつしえんきょうぎかい ねんかんかつどうほうこくしよ
平成27年度札幌市自立支援協議会年間活動報告書

へんしゅう はっこう さっぽろしじりつしえんきょうぎかい
編集・発行 札幌市自立支援協議会

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/tiikijiritusien.html>

